

旧幕府引継書の内の「捕者帳」について

——丸橋忠弥召捕り記録を中心として——

田口栄一

- はじめに
- 一 「捕者帳」の概要
 - 二 捕物の概要
 - 三 「捕者帳」原本の概要
 - 四 丸橋忠弥召捕り記録
 - 五 丸橋忠弥徒党一卷召捕り記録
 - 六 丸橋忠弥徒党一卷召捕り記録解説
 - 七 「捕者帳」の利用について
- おわりに

はじめに

試みに、ある国語辞典の捕物帳の項を引きましたところ、それには「江戸時代、目明めあかしなどが、捕物について記した覚え書」とあります。しかし、三田村鳶魚は、『捕物の話』の内で「同心や目明しどもまで、何か記録していることがあったように思われているらしい。まあ、今日の巡查が持っている手帳のような具合に、考えている人もあるようですが、そんなものがあつたわけではない。」といっています。辞典の説明は明らかに、岡本綺堂が、『半七捕物帳』を書きはじめた以来、一般大衆の大方が持っている認

識そのままを、表現しているように思われます。博識の綺堂は、町奉行所に『捕者帳』なるものが備えられていたことを知っていて、その実体をうまく別のものに創りかえ、自分の小説の内に取り入れたのであります。当館の旧幕府引継書中の『捕者帳』は、江戸時代の法制史等の研究文献には、ほとんどといていいほど引用されている史料であります。この内では、特に丸橋忠弥召捕り記録が知られております。本稿は、今まで原本を見る機会がなかった方や、このような記録があることをご存知なかった方のために、紹介するものです。

一 「捕者帳」の概要

あらかじめ、そのあらましを紹介いたします。一言でいいますと、これは町奉行所から召捕りのため出動した記録の帳簿であります。それぞれの記録には、いつ、誰々を召捕るために、南北両奉行所から何人出動し、手柄一番手は誰、二番手は誰、褒美はどうか、誰が訴人をしたか、どんな犯罪が行なわれたか、どこで召捕りが行なわれたか、どんな抵抗を受けたか、検使与力は誰であったか、大凡は、このようなことが、記録されております。次に、記録されるまでの経過をみましょう。捕物が、終了しますと、南北両奉行所から、それぞれ検使として出動していた与力達は、現場で直ちに同心達の働きぶり等について、打合せをします。誰がみても明白な経過のものについては、直ちに合意に達して、問題はありませんが、相手が大暴れでもして、誰が一番手柄、二番手柄であるか等の判定がむずかしい場合は、容易には結論が出ません。このような時は、それぞれ奉行所へ問題を持ち帰りまして、両奉行の話し合いにまかせるのであります。この結論が同心の、ひいては奉行所の手柄になるのでありますから、慎重にならざるを得ません。とにかく結論が出ますと、御用部屋しよやくの書役しよやくによって記帳されます。この帳簿が『捕者帳』であります。なお、判定をめぐる取扱いについての実例が、丸橋事件のすぐ次

の記録にありますので、原文のまま紹介しておきます。

注 江戸町奉行所を当時は単に町奉行所と称し、京都・大阪等の町奉行所は町名を上につけて呼んだ。
将監殿御代

明暦貳年甲申七月二十二日夜 銀拾枚下 此方同心
脇差 一 緒方猪兵衛

一 平兵衛 御褒美 銀七枚 同 一 石沢太兵衛

同断 備前殿方同心 二 水野八太夫

(前文省略)

平兵衛二階よりおり下ニ罷在、戸口ニ長持を置、其かげに脇差をぬきすまひ罷在候を、此方同心緒方猪兵衛押込取付候へバ、平兵衛強力者ニ而、猪兵衛を組敷申候、然如此方同心石沢太兵衛、備前殿方同心水野八太夫、兩人ニ而取しめ、一ノ手太兵衛、二ノ手八太夫仕候と検使へ八太夫断候付、見届候由検使挨拶仕候へバ、猪兵衛被組敷ニ罷在一ノ手仕候、太兵衛殿は、二ノ手ニ而有之と申し上候得ども、連て八太夫論申ニ付、両所御寄合、御吟味之上、猪兵衛儀被組敷ニ罷在候得バ、一ノ手仕候ニ無紛候、太兵衛儀二ノ手之者ニ二ノ手仕候と被申候、ことも有体ニ申由ニ而次之一と被仰付候。

検使

大里 甚右衛門
満田 権兵衛

二 捕物の概要

「捕者帳」を理解していただくため、町奉行所の捕物について簡単に説明いたします。

へいかなる場合に 出役するか
町奉行所から捕物のため出役するのは、次の二つの場合であります。

その一つは、御下知者といひまして、幕閣の命令によるものであります。これは、江戸時代各役所ごとに複雑な支配地がありまして、互いにそれぞれの地に立ち入り、召捕りなどすることはできなかつたのであります。その必要が生じた時は、幕閣へ上申して、その許可一命令によって解決したのであります。丸橋事件は、その一例であります。

他の一つは、町方からの訴えによって出役する場合であります。月番の奉行所へ訴え出ますと、与力はその子細を聞き糺して、奉行に報告します。奉行は、即刻明番の奉行所にも連絡して、与力・同心に出役を命ずるのであります。この間の事情については、『捕者帳』式の四の最後に、明和八年南町奉行牧野大隅守から北町奉行曲淵甲斐守へ相談した記録があり、それに詳しく述べられておりますから、紹介しておきましょう。

(明和八年)

戊八月六日甲斐守江遣候処、存寄無之旨、同十八日附札を以返却有之候

御相談書

牧野大隅守

取籠もの有之其所より

訴来候節取計之儀

一 月番之番所江、捕方願出候ハバ、当番与力早速訴人之申口承、書上為致用人共を以申聞、捕方同心三人檢使与力老人、場所江之支度為致、尤非番月之番所江、何方ニ捕者有之、捕方同心三人檢使与力老人、致支度ニ此方番所江、早々可遣旨、当番与力より当番与力迄申遣、双方与力同心相揃次第、於白洲ニ奉行逢候而、左之趣可申渡一事。

何方ニ取籠者有之訴出候ニ付、召捕可參候、御奉公第一之儀ニ候間、致出精ニ捕可申候、万一如何振之儀有之候共申上、諸式相立候様可致遣候、捕方甲乙之儀は、檢使与力之見分ニ可任候、都而檢使与力之差図ニ相任せ、及爭論間敷候。

但捕方同心三人江計、其奉行より結鬘斗可遣事。

但同心は、鎖り鉢巻、刃引刀ヲ帶し、草鞋をはき、与力ハ白衣ニ而草鞋をはき、鍵は、平日番所勝手ニ惣置を、為持可申候。

右の条申渡、表門を開一同差出、玄闕迄奉行見送可申事。

但夜は、高張挑灯為持可申事。

一 非番月之節、月番之番所より捕もの有之触来候ハバ、早速用人共を以申聞、捕方同心三人檢使与力老人、場所江之支度為致、相揃次第於白洲、捕方同心檢使与力江奉行逢候而、左之通可申渡一事。

何方ニ取籠者有之、月番之番所より申来候間、月番之番所江參、一同場所江罷越召捕可申候、御奉公第一之儀ニ候間、致出精捕可申候、万一如何振之儀有之候共申上、諸式相立候様可致遣候、捕方甲乙之儀は、檢使与力之見分に可任候、都而檢使与力之差図ニ任セ及爭論間敷候。

但捕方同心三人江、結鬘斗可遣事。

右の条申渡、表門を開月番之番所江差遣、玄闕迄奉行見送り可申事。

但夜は、高張挑灯為持可申事。

右は、是迄之仕来之趣ニ候処、差懸り候儀故、其時ニより取計方区ニ而は、可及重滯候間、左之通相極置度及御相談候。

一 登城留守之節、捕方訴来、御役宅より御城迄申越候ハバ、御役中、退出致し可申渡候、然共時宜ニより退出難致候ハバ、其段御役宅江申越、用人共を以檢使与

力立合、捕方同心共江為申渡候様可致候。

一 評定所被出席之節も右同様之事。

一 登城前ニ候ハバ、右申渡相濟候迄、可致在宅候間、其旨同役迄紙面ニ而、可申遣一事。

一 出火有之出馬いたし候処江、捕もの訴出候ハバ、用人共より場所江申越、尤右は難差延儀直ニ用人共を以、檢使与力立合、捕方同心共江為申渡候様可致事。但右ニ付捕方同心御褒美並搦捕候もの一件御仕置之儀は、前々之通月番ニ而、諸事取計可申事。

一 非番月之節、存寄ニ付捕方願出候ハバ、月番之番所江差遣、月番ニ而諸事取計候様可致事。

右之通及御相談候。

戊八月

御書面之通以来相成候茂
可然存候

戊八月 曲淵甲斐守

ハ捕物出役は、いかに行なわれたか

出役する捕方は、一人召捕るために、普通は南北両奉行所からそれぞれ与力一人同心一人が出動しました。しかし、与力には中間一人、若党二人、草履取一人、計四人、同心には一人の従者がいて、共に出動致しましたから、動員数は、十四名であります。このほかに、小者という捕方が参加したといひます。(『捕物の話』)

この動員数については、資料によりかなりまちまちであります。時代により、事件の性質によって違うのは、当然でありましょう。前に紹介した『御相談書』には、兩奉行所からそれぞれ与力一人、同心三人を出動させるとあります。『捕者帳』個々の記録でも、やはりかなりの違いが見受けられます。

出役する与力、同心は、当番方から出ます。分担のない与力二人、年寄同心、物書同心各三人、それに分担のない同心が、当番方であります。

出役する際のいでたちは、次のようであったと『捕物の話』にあります。

「与力 継上^{つぎかみしも}下をぬぎ着流しになり、帯の上へ胴締をして勿論両刀をさす。手拭で後ろ鉢巻をして、白木綿の襷にジンジン端折り、草鞋ばき。『御相談書』には、「白衣ニ而」とあります。鳶魚の抛り所とした資料がわかりませんが、明和年代からかなり後のものでしょうか。

「同心 麻の裏のついた鎖帷子^{かたびら}を着込み、その上へ芝居の四天^{よてん}の着るような半纏を着、股引をはく。小手・脇当をし、鎖の入った鉢巻に白木綿の襷^{たすき}。ふだんは両刀を差しているが、捕物の時は、刃引きの長脇差を一本だけ差していく。従者の分は省略します。

支度がすみ、明番の奉行所の役人が到着しますと、『御相談書』にありますような言葉を奉行がかけまして、三方

に桐の実をのせて出し、水盃をします。それから与力は、一番手、二番手と同心の部署を定め、表門から奉行の見送りをうけて出動しますが、捕物の主役は、同心が演じます。与力は、検使として行くのでありまして、自ら召捕ることはしません。同心が扱いかねていると、槍をもってあしらい、手をかすことはありません。

△捕物出役以外の捕物▽

これは出役までいかなぬ捕物で、定町廻り同心等によるものであります。

三 「捕者帳」原本の概要

(一) 各冊の解説

覆表紙の題箋順に説明いたします。

(1) 「捕者帳」 巻の上 正保四年ヨリ

これは、本稿の中心となるものでありますから、くわしく調べてみたいと思えます。

△書誌的事項▽

大本。二十七丁。一面七行。一行二十一字。元表紙の外題は、直接、「正保四年ヨリ」捕者帳、この次にまた、同じように、表紙に、「寛文拾年」御褒美被下候捕者帳「戌二月」と墨書のある丁が一丁ある。本冊の収録年は、正保四

年から貞享二年。収録件数二十三件、内訳次のとおり。正保四年一件、慶安元年一件、同二年一件、朝倉石見守殿御代月日ハ不知一件、慶安四年三件、明暦二年二件、同五年一件、寛文三年二件、同七年一件、同八年一件、同九年三件、同十年一件、同十一年一件、同十二年一件、同十三年一件、貞享二年二件。いずれも北町奉行所により記録されたもの。慶安年代の記録に、虫くい、すり切れ多し。正保四年から寛文九年までの記録は、同筆跡、寛文十年以降は、各件別に筆跡は異なると認められる。貞享二年七月の記録の内、検使与力藤野仁介の名前の下に押印あり。

△問題点等▽

これは、旧幕府引継書中最古の記録綴りであり、御褒美が出された記録のみ収録しています。前項に記しました、中扉の位置にある一枚が、まず問題を提起しております。本来表紙であったものと認められます。十九丁と二十丁の間、寛文九年の終りの記録と同十年十月の記録の間に入るべきものと思われまます。

ただし、「二月」と「十月」にはへだたりがあり、疑問があります。この間の記録がなにかの事情で脱落したものと推定されます。位置の移動がいつ行なわれたかはいまいやわかりません。以上のとおりとすると、これは本来二冊だったことになり、寛文九年以前のものは、これ以降のい

つに記録されたのか、不明であることになります。しかし、前後の紙質から判断してさほど遠くない時期であることが推定されます。次に、内容を見ますと、最初の正保四年の記録は、一番手柄の同心が六拾俵の加増、百俵取りへの取立ての褒美を受けたものとして、又同心が与力へ昇進した例としてよく引用される有名なものであります。次の慶安時代の記録には不完全な記載がいくつか見受けられます。それは次の諸点です。

(イ) 二件目の事件記録に「慶安元年子月ハ不覚」とあり、更に召捕られた者の名前が記載されてなく、本文に又「右者名不覚」とあること。

(ロ) 四件目の事件記録に「朝倉石見守殿御代月日ハ不知」とあること。

(ハ) 丸橋記録に後詰とだけあって、その検使与力の名前が記載されていないこと。

慶安年代のもの外には、このような不完全な記録はありません。不覚、不知、これは、他の記録からの書き写しではなく、誰か当時の事件関係者の記憶を拠り所として、書かれたものであることを示しています。このためいくつかの問題点が生じました。

(イ) 慶安年代のものは、信憑性があるか、ないか。

(ロ) 寛文九年以前のものです、これ以外のものは、他の記録の写しかどうか。これらも記憶で作成されたのかどうか。

信憑性があるか、ないか。

なにしろ、この史料自体が根本史料とされて来ているものだけに、これらの疑問を解くことは、容易ではありません。

とにかく寛文九年以前の記録は、全体に信頼できない心証を与えます。寛文十年以後のものは、一件ごとに筆跡が異なり、その都度記帳された形跡があります。したがって、信頼できるものと思われず。

(2) 捕者帳 卷の中 寛文拾三年丑正月日

大本。十七丁。一面八行。一行十九字。元表紙の墨書外題は、「寛文拾三年」捕者帳「丑正月日」。寛文拾三年年内二十一件収録。北町奉行所作成の記録。最初の記録は、二月のもの。褒美を受けた記録なし。事件経過の説明は簡単なものが多い。検使名の下に押印、花押がかなり見受けられる。十四丁目の十二月十一日の二件の記録上に斜線の筆入あり、抹殺したものか、他へ記録を移し変えたものか。

(3) 捕者帳 卷の下 明曆三年同四年戊正月日

大本。五十丁。一面四行。一行二十三字。元表紙の外題は、「明曆三年」同四年戊〇〇〇捕者帳「万治元年戊八月朔日」西ノ卯月廿六日「子ノ二月廿一日」寅ノ年分」。収録年明曆三年から寛文二年。五十八件収録。北町奉行所作

成の記録。最初の記録は、明曆三年四月のもの。褒美を受けた記録なし。事件経過の説明は簡単なものが多い。年月の記録上部が製本時に切断されていて、確認できない箇所が多い。検使名の下に押印、花押がかなり見受けられる。八丁目明曆四年三月の記録から二十六丁目万治元年十二月までの記録に、斜線の筆入あり、抹殺したものか、他へ記録を移し変えたものか。

(4) 捕者帳 式の一 寛文六年午正月吉日

大本。二十五丁。一面九行。一行二十一字。元表紙の外題は、「寛文六年」捕者帳「午正月吉日」。三と記した貼紙が元表紙右上部にあり。寛文六年内の四十三件収録。北町奉行所作成の記録。最初の記録は正月のもの。褒美を受けた記録なし。事件経過の説明は簡単なものが多い。検使名の下に押印、花押がかなり見受けられる。

(5) 捕者帳 式之二 寛文拾年戊正月十一日

大本。二十九丁。一面八行。一行二十字。元表紙の外題は、「寛文拾年」捕者帳「戊正月十一日」。収録年は寛文九年と同十年。五十七件収録。北町奉行所作成の記録。最初の記録は、寛文九年十二月のもの。寛文九年の記録は三丁裏まで十二件。寛文十年十月一日の記録に褒美を受けた記載あり。ただし、褒美の種類は記されていない。年月の記

録上部が切断されていて、確認できない箇所が多い。検使名の下に押印、花押がかなり見受けられる。

(6) 捕者帳 式の三 延宝五年己正月。

大本。三冊(合一冊)。各冊共北町奉行所作成の記録。

一冊目 二丁。一面八行。一行二十字。元表紙の外題は、「延宝五年」捕者帳「己正月」。収録件数延宝四年十二月一件、同五年三件。いずれもかなりくわしい記録。延宝五年四月二十四日の記録以外は、いずれも検使名の下に押印、花押がある。褒美を受けた記録なし。

二冊目 七丁。一面十行。一行二十五字。元表紙の外題は、「天和貳年」捕者帳「戊正月日」。収録件数天和二年六件、同三年二件。最初の記録は、天和二年二月。いずれもかなりくわしい記録。天和二年九月二十一日の記録以外は、いずれも検使名の下に押印、花押がある。褒美を受けた記録なし。

三冊目 四丁。一面十行。一行二十一字。元表紙の外題は、「天和三年」捕者帳「亥十二月二十九日」。収録件数貞享元年一件、元禄六年一件、同七年二件。いずれもかなりくわしい記録。元禄六年の記録以外は、いずれも検使名の下に押印、花押がある。元禄七年の二件に、刀や脇差を褒美に受けた記録あり。

(7) 捕者帳 式の四 元禄十一年寅正月朔日

大本。五十三丁。一面八行。一行十八字。元表紙の外題は、「元禄十一年」捕者帳「寅正月朔日」。収録年元禄十一年から明和八年まで六十八年間、元禄十一年二月一件、同十二年一件、同十三年一件、同十五年二件、同十六年一件、同十七年一件、宝永二年二件、同四年一件、同五年二件、同八年一件、正徳三年一件、享保元年一件、同三年一件、同八年一件、延享二年一件、同三年一件、宝暦三年一件、同五年一件、明和四年二件、明和八年三件。計二十六件。宝永二年まで北町奉行所、以後は南町奉行所作成した記録。全記録が褒美を受けた顕著のものばかりであり、その都度記帳したものと思われる。検使名の下に押印、花押のあるもの多し。いずれも事件経過をくわしく記録している。明和年代の記録には、白州での取調べの模様、褒美金の出どころが記載されている。最後は、前出「御相談書」。

(8) 捕者其外御届帳

半紙本。百十一丁。一面六行。一行十四字。元表紙の外題は、「文久四年三月」捕者其外御届帳「非常町廻」。収録年元治元年から慶応元年。四十五件収録。最初の記録は、元治元年三月九日のもの。元治二年(慶応元年)の記録は、九十五丁目同年二月六日のものから終りまで七件。最後は四月二十日の記録。各記録とも、

捕もの引渡候儀ニ付申上候書付

御届

非常町廻

のごとく封書の表書から始まる。南北いずれの奉行所作成のものか不明。前の七冊と違った性質のもので、当時江戸市中を巡回して警備に当たっていた諸大名の非常町廻へ、奉行所から与力、同心が参加し、その際捕物があると、その都度一件ごとに届出た書付の控である。

内容は、どこどこの大名の非常町廻りに附添参加し、いつ、どこで、どんな理由で、どんな者を捕えたから御届するということが記されている。維新前夜の江戸の町々がどんな治安状態であったか、目に見えるようである。

(二) まとめ

八冊は、褒美がでるほどの顕著なもの二冊(1)と(7)、年毎にまとめたと思われるもの五冊(2)―(6)、その他一冊(8)に別れる。しかし、これら以外にどのような捕者帳が存在したか、確認できない。したがって、次の疑問も解きえない。

(イ) 捕者帳は、いつ頃から作成されていたか

(ロ) 事件の都度記録していたと推定されるが、褒美が出る程の捕者帳は、併行して作成されていたか、後になって抜きだされてまとめられたものか。

(ハ) 南北両奉行所(一時三つあった時もある)でそれぞれ作

成していたものかどうか。

(ニ) 明和年代以降は、めだつた捕物はなくなったかどうか。

検使出役がある程の捕物は少なくなり、定町廻り等にやるものが多くなつたであろうとは、推定しうるが、記録がない。本来かなりの数に上る記録綴りがあつたと思われるが、廃棄されたか、焼失したか、亡失したか、すべて不明である。

四 丸橋忠弥召捕り記録

石谷将監殿御代

慶安四年卯七月二十四日夜

一 丸橋忠弥 御褒美 銀八枚ト刀 一 此方同心 一 疋地六左衛門

銀六枚ト脇差 二 堀江喜左衛門

右者御茶水之上、御中間町ニ罷在候牢人徒党一卷之者、弓打藤四郎案内ニ而、両方より同心二十四人前後二手ニ分参り、先手ニ而召捕申候。則此方於ニ御番所、御両所御寄合、其上久世大和守殿、牧野佐渡守殿御出座ニ而、一二之者被ニ召出、御前ニ而御褒美銀被ニ下、其上将監殿より一ノ手へ時服式、二ノ手へ時服袴被ニ下候。

辻 小兵衛

先手
原 兵左衛門
神谷 金太夫

羽田 長右衛門

後詰
検使

五 丸橋忠弥徒党一卷召捕り記録

一 河原十郎兵衛 御褒美
銀八枚 此方同心
一 吉野 六太夫
備前殿方同心

銀六枚 二 高田 安太夫

一 十郎兵衛親
一 同名勘右衛門 御褒美
銀八枚 此方同心
一 成瀬弥 虫クイ

銀六枚 二 矢野 虫クイ

右者丸橋忠弥徒党一卷之者、忠弥被_ニ召捕_一○虫クイ夜ニ御塩硝藏ニ而召捕申候付、御褒美銀被_レ下、其上將監殿より此方同心ニ時服被_レ下候。

増田 四郎兵衛
原 半左衛門
藤本 権左衛門
岡部 長左衛門

一 林戸右衛門

一 戸次庄右衛門

一 三宅平六

三宅平六小者
一 小兵衛

土岐与左衛門小者
一 権之助

一 藤江又十郎

此方同心
一 成瀬弥五左衛門

二 同
二 笹岡 源右衛門

一 同
一 菊池 源左衛門

二 備前殿方同心
二 染矢 市兵衛

此方同心
一 稻河 新右衛門

二 同
二 中 虫クイ

虫クイ
一 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

備前殿方同心
二 渡戸六郎左衛門

一 同
一 神谷四郎右衛門

此方同心
二 杉本 五左衛門

一 同
一 堀江 喜左衛門

備前殿方同心
二 湯浅市郎左衛門

手負 此方同心
山村 与左衛門

慶安四年卯九月十三日夜

手負 同 吉野 六太夫

手負 同 田中 安左衛門

深手 同 井出 市右衛門

深手 備前殿方同心 橋本 喜兵衛

深手 同 間米 弥右衛門

右者徒党一卷之者、三宅平六儀は土岐^{忠クイ}④⑤⑥⑦⑧申者と相宿ニ而、芝久右衛門町貳丁目ニ住居仕、藤江又十郎、戸次庄右衛門、林戸右衛門此三人ハ、芝札之辻三丁目ニ罷在候由、訴人有^レ之、前後二手ニ分、双方より同心二十四人召捕ニ参、初手ニ平六を捕申候。与左衛門ハ致^二欠落^一候間、平六、与左衛門兩人之小者を目明しニ仕、三人之者之所へ捕ニ参候処、芝札之辻ニ而三人之者ニ行逢、又十郎、庄右衛門兩人召捕候処、林戸右衛門刀をぬき、後詰之中へ切込大勢ニ手を負せ申候を召捕申候。御褒美銀百枚出申候を、五拾枚宛両方へ分取、一二併手負之者ニ御褒美之高下在^レ之、割被^レ下候。

先手 増田 四郎兵衛

検使 原 半左衛門

堀 次右衛門

後詰 芹沢 伝八郎
検使 辻 小兵衛
依田 勘左衛門

六 丸橋忠弥徒党一卷召捕り記録解説

この記録は、由比正雪の起した慶安事件の一部の記録であります。この事件の紹介は略しまして、ここでは、記録の細かい部分について説明したいと思います。

△丸橋忠弥▽

この人物は、芝居、講談等で有名である割に、俗説のみ伝わっていて、確実なことはほとんどわかっておりません。この記録では、お茶の水の上^{うづえ}にある御中間町^おに住居があり、そこで捕われ、しかも何の抵抗もなかったこと、牢人であったことが記されています。このほかには、由比正雪の有力な一味であったこと、槍の道場を開き、人に教える程の腕前であったこと、その道場は、本記録にある御中間町にあった幕府の御中間^お頭大岡源右衛門の長屋にあったこと、兄が幕府の御歩^お行頭宮城三左衛門配下の徒士^{かち}であったこと、姉が、幕府の御鉄砲頭近藤登之助配下の徒士の妻であったこと、等しかわかりません。この記録で意外なことは、召捕りの際何の抵抗もせず捕われていることです。一味の林戸右衛門は、記録にもありませんとおり、相当

の抵抗をして、捕方にかんりの手負いを与えております。

△石谷将監▽

石谷左近将監貞清。当時北町奉行で、事件のあった時は、北町奉行所は月番であった。在任期間は慶安三年から万治二年。南町奉行は、神尾備前守元勝。

△慶安四年七月二十四日夜▽

徳川実紀には、二十三日夜、訴人があつて直ちに行向つたとあります。そして二十四日に幕府は、由比正雪事件の対策打合せをしています。事件処理の手順の記載から判断して、実紀の記載が正しいように思います。

△御褒美▽

『捕者帳』には、相当の額の褒美が記録されています。老の上のはじめの部分の記録はすでに紹介しましたが、忒の四の内にも、十両、五両など出している記録がかなりあります。

△一番手・二番手▽

召捕りの際、一番の働きをした者を一番手、次を二番手といえます。実際乱闘になると、この判定はむずかしく、もめごとの種になります。褒美も一と二ではかなり違いま

す。

△お茶の水^{うえ}・御中間町^お▽

ここに丸橋の住宅兼道場がありました。前記しましたように、幕府の御仲間頭大岡源右衛門の長屋を借りていたのです。諸本には、単にお茶の水、弓町、春木町、と色々書かれております。それぞれ場所的にみて、たいした違いではありません。しかし正確には、この記録の御中間町であると思います。進士慶幹著の『由比正雪』には、現在の水道橋角にある都立工芸高校の所は、当時巷説八百屋お七で後に知られた吉祥寺があり(現在駒込)、その東隣に大岡源右衛門の屋敷があつた。丸橋の住んでいた長屋は、さらに屋敷の東隣あたりであろうかと書かれてあります。これは、『正保年間江戸絵図(正保元年)』により考証されたものです。このほか『本郷区史』、『続江戸の坂東京の坂』等に、ほぼ同様の記述があります。

なお、この項を借りて、町奉行所が出動したことについて、考えてみます。既に紹介しましたとおり、大岡は幕府の役人であり、通常は、町奉行所の者は老中の下知があつても屋敷の内へ踏み込むことはできません。上司の命で大岡が捕えて差し出すか、目付の差図で幕府の役人が捕えて差し出すかであります。たとえ長屋であっても同じなのです。この事件は、御下知^{おげち}ものの代表として、いつも引合い

に出されますが、本来は適當ではありません。例外中の例外として、この事件の時だけ奉行所が、踏み込んで召捕りをしているのであります。事件の性質として、緊急を要したからか、幕臣の内に一味に加担する者が多かつたためでしょうか。

△弓打 藤四郎▽

弓師。数人の事件訴人の一人。石谷の役宅へ訴え出た。巷説では、丸橋が金策について相談した結果であるといひます。後に相当の褒美をもらっております。

△同心二十四人▽

かなりの抵抗を予想したものとみえます。南北両奉行所から、十二人ずつ出動したことは、本件と余党一卷の事件以外『捕者帳』に記録がありません。先手は、月番北町奉行所ですと認め、先手のみで召捕ったもの。後詰は、逃がさぬよう警備についていたものでしょう。

△此方御番所▽

北町奉行所を指す。当時ぜにかめ銭瓶橋の北詰、現在の常盤橋門内にあった。南町奉行所は、橋の南詰、現呉服橋内にあった。両奉行所はこの橋の南と北の対峙する位置からこう呼ばれた。役人だけでなく、江戸町民も奉行所を御番所と呼

んだ。

△久世大和守▽

名はひろゆき広之。当時小姓組番頭。

△牧野佐渡守▽

名はちかしげ親成。当時書院番頭。

久世大和守、牧野佐渡守兩名は、老中の命により検分に来ていた。

△検使▽

与力がつとめた。召捕りに手を出さず、指図と経過をみつめることに専念した。手柄者の判定を下し、奉行に報告する。大方は、検使の報告が、『捕者帳』の記録内容となる。(捕物の概要参照)

この事件では、北町奉行所から四名出動している。当然南町奉行所からも同数出ているでしょう。与力一人に、同心三人の割合で編成されている。

ここで『捕物の話』による計算法で出動総人員を計算してみましよう。

与力四人 与力従者16人 同心12人 同心従者12人
計44人 44人×2=88人

『捕物の話』は、江戸中期頃のものを拠り所としている

と思いますので、この事件にあてはめるのは無理かもしれませんが。なお、この記録に、後詰とのみあって、南町奉行所の検使与力の名が記されていないことは、前に申し上げました。私は、記録への不信の一つにこの点をあげたいと思います。緊急の出動とはいえず、捕物に出る以上相手方の与力の名前がわからないはずがない。この事件では、奉行は出馬せず与力が指揮をとったのであります。後詰警備の指揮者達の名前がわからないことは、ありえない。この点、この記録は別の記録の写しでなく、誰かの記憶で作成されたと思う私の抛り所の一つです。

△河原十郎兵衛親子召捕り一件▽

丸橋が召捕られた夜、同働隊が出動し、捕えているのですが、これには、南北合同隊が出たのか、片方のものだけが出たのかわからない。人数も不明、記録としては、不完全なものであります。この記録も疑わしく感じられます。なお前記『由比正雪』には、十郎兵衛は塩硝蔵下奉行であったとあります。

△塩硝蔵▽

現在の火薬庫であります。所在が書かれておりませんが、諸本によると、北の丸、二の丸、小石川と色々の説があり、いずれも定かではありません。一味は、これを爆破す

る計画を持っていたようでありませんが、効果を上げるならば、二の丸がよいでしょう。しかし、奉行所の役人が踏み込めるはずがありません。小石川が常識的だと思えます。この記録には、問題がまだあります。それは、十郎兵衛は幕臣でありますから、それを町奉行所の役人が捕えるということとは、いかなる場合でも、ありえませぬし、出来ないはずであること。塩硝蔵は、幕府の機関でありますから、踏み込むことは、普通ではできないことでもあります。よほど特別の事情があったものと思われれます。

△三宅平六他五名召捕り一件▽

丸橋の時と同人数が出動しておりますが、やはりかなりの抵抗を予想したのでありましょう。事実、深手の者を含めて、六人の同心が手負いをしています。この林戸右衛門はよほどの剛の者であったと思われれます。記録には、同心の手負いしか記されておられません。小者にもかなり手負いが出ているかもしれません。なお、この時は、南町奉行所が月番であります。この記録は、北町奉行所の作成したものであります。非番の奉行所が記録を作っていて、月番が作らないことはありません。しかし、『捕者帳』の大部分が、北町奉行所で作成されたものである事が、気になります。

目明しの語が出てきました。この内では道案内の意味

で使っていますが、すでに慶安の頃から存在することが知られて、面白いと思います。もっとも、後世で使った意味とは違うかもしれません。実は、鳶魚の『目明しの話』の内に「手持にある公文書をさがしてみますと、まだほかにあるかも知れませんが、私の知っている範囲では、正徳年中の評定所の定書に出ているのが、一番古いようです。」という個所があり、この『捕者帳』も目を通して見るのに、見落としたのでしよう。

七 「捕者帳」の利用について

原本と、マイクロ・フィルムの二種類あります。書誌的調査等の外は、マイクロ・フィルムを利用願っております。

原本請求記号 八〇六一八六

マイクロフィルム請求記号 YD—五六 第三集 一五一—一五二
それぞれ特別室で、閲覧することができます。

おわりに

主に参考としましたのは、三田村鳶魚著『捕物の話』、その他は次の図書であります。稲垣史生著『町奉行』、大隈三好著『捕物の歴史』、進士慶幹著『由比正雪』。

(たぐち・えいいち 一般参考課主査)